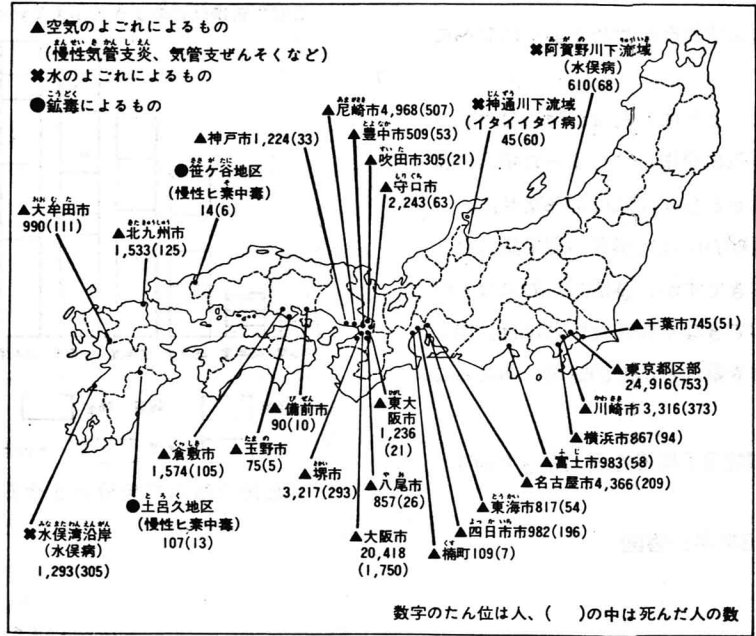


資料③ 公害病の認定患者と死亡者（1979年12月末現在）



環境庁しらべ。国が認めた患者だけで、このほかに地方自治体が認めた患者がいます。

(『日本のすがた』1981年 国勢社 P 171)

資料④ 四大公害訴訟

	四日市ぜんそく	富山イタイイタイ病	新潟水俣病	熊本水俣病
原告	公害病認定患者、遺族12人	イタイイタイ病患者遺族33人	水俣病患者、家族、遺族77人	水俣病患者、家族、遺族104人
被告	昭和四日市石油ほか	三井金属鉱業	昭和電工	チッソ
訴訟	42年9月1日	43年3月9日	42年6月12日	44年6月14日
根拠法規	民法709,719条 (不法行為, 共同不法行為)	鉱業法109条 (無過失責任規定)	民法709条 (不法行為)	民法709条 (不法行為)
訴因	大気汚染	水質汚染	水質汚染	水質汚染
請求額	2億58万6,300円	1億5,119万9,900円	5億2,267万4,000円	15億8,825万円
おもな争点	因果関係, 共同不法行為, 故意・過失責任, 損害の算定方法	因果関係	因果関係, 故意・過失責任	過失責任
判決	47年7月24日津地裁四日市支部で患者側全面勝訴の判決	46年6月30日原告勝訴で被告控訴, 47年8月9日名古屋高裁で患者側全面勝訴	46年9月29日原告勝訴の判決	48年3月20日熊本地裁で患者側全面勝訴の判決
判決額	8,821万円	1億4,820万円	2億7,779万円	9億3,730万円

(環境庁編『環境白書』昭和55年度などより作成)